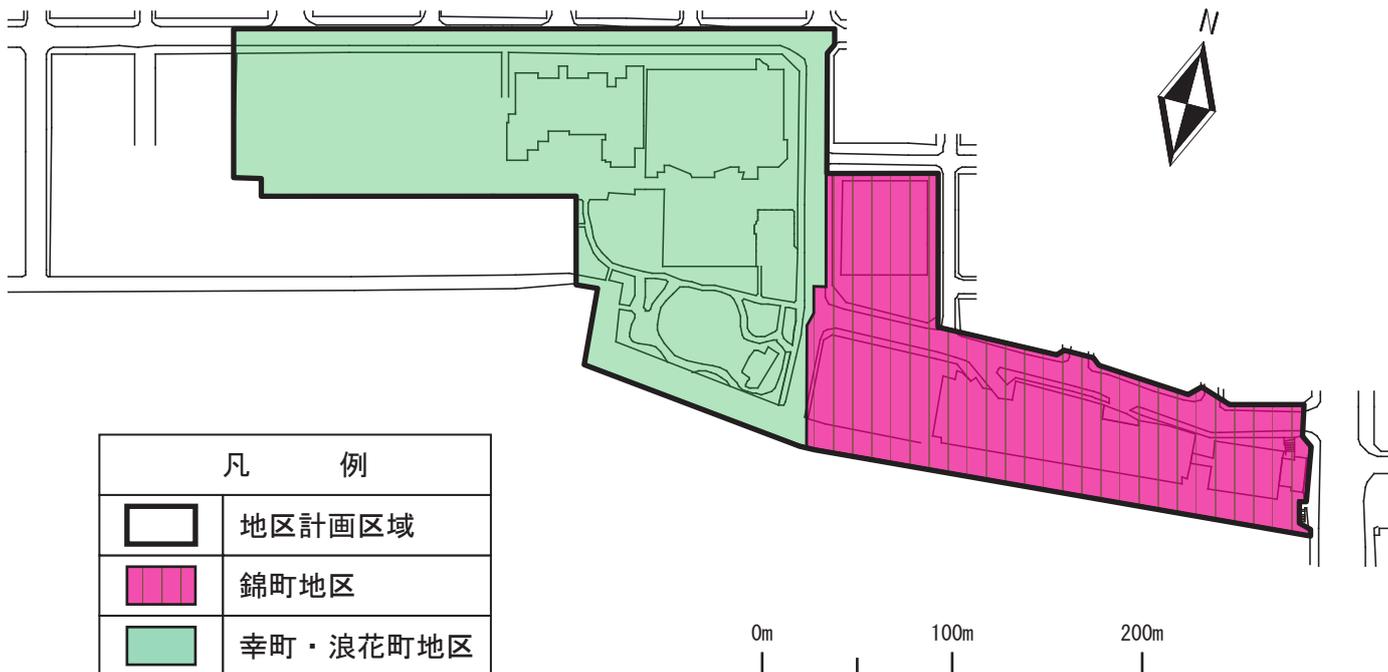


釧路圏都市計画 釧路フィッシャーマンズワーフ地区 地区計画

位置図



計画図



釧路圏都市計画 釧路フィッシャーマンズワープ地区 地区計画

1 地区計画の方針

名 称	釧路フィッシャーマンズワープ地区地区計画	
位 置	釧路市北大通1丁目、2丁目、錦町2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、幸町3丁目、4丁目、5丁目、浪花町3丁目、4丁目、5丁目の各一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	6.7ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、釧路市における近代漁業発祥の地であり、中心街である北大通周辺に位置し、ウォーターフロント開発として潤いあふれる都心部親水ゾーンの形成を目指し、釧路フィッシャーマンズワープ計画が推進されている。</p> <p>本計画は、ウォーターフロントにおける総合的な港湾空間の創出、地域産業の活性化、都心部の再開発といった性格をもった地域開発プロジェクトである。</p> <p>このため、本地区計画を定めることにより、都心部ウォーターフロントゾーンとしての立地特性を生かし、文化、交流、アミューズメント機能等の高次都市機能の集積を進め、親水性あふれる都市空間の形成を図る。</p>	
景観の構築・整備等方針	土地利用の方針	釧路フィッシャーマンズワープ計画の土地利用計画を基本としつつ、市中心部との連続性や親水性豊かな都市空間創出及び港湾機能との共存を図り、個性的で魅力的な地区を形成する。
	地区施設の整備の方針	当地区は、臨港道路、物揚場岸壁の整備がなされ、港湾緑地等の整備で豊かなコミュニティー空間の形成が図られている。よって、この機能環境の維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <p>1 釧路フィッシャーマンズワープ地区としての環境保全と商業業務施設等の機能の増進が図られるよう、それぞれの地区の土地利用にふさわしい「建築物の用途の制限」を定める。</p>

2 地区整備計画

地区の名称		釧路フィッシャーマンズワープ地区	
地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり	
地区整備計画の区域の面積		6.7ha	
	地区の細区分	名称 錦町地区 面積 2.3ha	幸町、浪花町地区 4.4ha
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物は建築してはならない。</p> <p>1 住宅（建築基準法別表第二(イ)項第1号及び第2号に規定する建築物をいう。）</p> <p>2 共同住宅、寄宿舎、下宿（建築基準法別表第二(イ)項第3号に規定する建築物をいう。）</p> <p>3 学校</p> <p>4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（建築基準法別表第二(イ)項第5号に規定する建築物をいう。）</p> <p>5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（建築基準法別表第二(イ)項第6号に規定する建築物をいう。）</p> <p>6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（建築基準法別表第二(ホ)項第2号に規定する建築物をいう。）</p> <p>7 キャバレー、料理店その他これらに類するもの（建築基準法別表第二(リ)項第2号に規定する建築物をいう。）</p>	<p>次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物は建築してはならない。</p> <p>1 住宅（建築基準法別表第二(イ)項第1号及び第2号に規定する建築物をいう。）</p> <p>2 共同住宅、寄宿舎、下宿（建築基準法別表第二(イ)項第3号に規定する建築物をいう。）</p> <p>3 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの（建築基準法別表第二(ニ)第3号に規定する建築物をいう。）</p> <p>4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（建築基準法別表第二(イ)項第5号に規定する建築物をいう。）</p> <p>5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（建築基準法別表第二(イ)項第6号に規定する建築物をいう。）</p> <p>6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（建築基準法別表第二(ホ)項第2号に規定する建築物をいう。）</p>
備 考		用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。	

※ 釧路フィッシャーマンズワープ地区については、「釧路市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」に地区整備計画の内容すべてが定められているため、建築確認申請を要する行為については届出書を提出していただく必要はありません。